介護保険料の遡及賦課誤りについて

介護保険料の賦課について、事務処理に誤りがあり、一部の被保険者に対し、介護保 険料を過大に徴収または還付していたことが判明しました。市民の皆様に深くお詫び申 し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

1 概要

平成27年4月の介護保険法の改正により、各年度における最初の納期の翌日から2年を経過した日以降は、介護保険料の賦課決定を行うことができないとされました。本市において、特別徴収にかかる「各年度における最初の納期」について5月10日とすべきところ、普通徴収と同様に第1期の納期限である7月31日と取り扱っており、特別徴収において賦課期限経過後の賦課決定できない期間に、賦課更正を行っていたことが判明しました。

2 対象件数および金額

平成29年度から令和5年度の遡及賦課分

- ・過大徴収 8件 152,280円
- ·過大還付 6件 146,700円

3 今後の対応

過大徴収となった方については、お詫びするとともに速やかに返還手続きを行います。また、過大還付となっている方については、すでに遡及賦課期間を過ぎていることから、返還は求めません。

4 再発防止について

今後、法改正の際には、他自治体、システム委託業者等との情報共有を行いながら、 適正な法解釈、運用に努めてまいります。

問い合わせ

市民福祉部 健康福祉課 介護福祉係 担当:森重・原

T E L 0846-22-7743 F A X 0846-23-0140